

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年一月五日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第四号

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年半田市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「期末手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の百二十五」の下に「十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を加える。
第十五条の二第三項中「総額は、勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の百五」の下に「十二月に支給する場合には百分の百七・五」を加える。

別表第一を次のように改める。

（別紙のとおり）

第二条 半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第十五条の二第三項中「六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後のパートタイム会計年度任用職員の給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後のパートタイム会計年度任用職員の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のパートタイム会計年度任用職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100

39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600

82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500

125		316,800
-----	--	---------

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。